

長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例施行規則

令和 3 年 3 月 8 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和 3 年長生村条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規則で定める安全基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定

により認可された土地区画整理組合

- (7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして村長の認定を受けたもの

2 前項第7号の村長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

3 村長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、その認定の可否を決定し、公共的団体認定（拒否）通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（許認可行為）

第4条 条例第9条第1項第3号の規則で定めるものは、別表第2に掲げる行為とする。

（適用除外）

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる特定事業とする。

- (1) 農業委員会に軽微な農地改良の届出がされた事業
- (2) 特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の採取土砂等を用いて行う特定事業で、建築主が自ら居住する専用住宅又は併用住宅の建築に係るもの
- (3) 特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の採取土砂等を用いて行う特定事業で、当該特定事業の施工前における地盤面の最も低い地点と施工後における最も高い地点との高低差が1メートル未満となるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に村長が認める事業

（特定事業の施行の妨げとなる権利）

第6条 条例第11条第1項の特定事業の施行の妨げとなる権利として規則で定めるものは、地上権、永小作権、質権及び賃借権（第9条第2項第1号において「地上権等」という。）とする。

（住民説明会等の説明事項等）

第7条 条例第11条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に

応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一時堆積特定事業を除く特定事業の場合次に掲げる事項

- ア 条例第13条第1項第1号から第8号までに掲げる事項
- イ 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- ウ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造及び利用計画
- エ その他村長が必要と認める事項

(2) 一時堆積特定事業の場合次に掲げる事項

- ア 条例第13条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項
- イ 条例第13条第2項各号に掲げる事項
- ウ 特定事業区域の表土の地質の状況（表土と一時堆積に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- エ 特定事業に使用する土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置
- オ その他村長が必要と認める事項

2 条例第11条第2項第3号の特定事業によつて特に影響を受ける者として村長が認める規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 特定事業区域の属する地域の自治会長
- (2) 特定事業区域の属する地域の農家組合長
- (3) 特定事業区域を所管する土地改良区等の代表者
- (4) その他村長が必要と認める者
（事前協議）

第8条 条例第12条第1項第1号の特定事業計画書は、特定事業計画書（第3号様式）とする。

2 条例第12条第1項第9号の特定事業区域の表土の地質の状況は、次に定める方法により検査して得られたものでなければならない。

(1) 検査は、次に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上の区域に等分して行うこと。

- ア 3,000平方メートル未満 1
- イ 3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 2
- ウ 10,000平方メートル以上 イに定める数に10,000平方メートルを超えるごとに1を加算した数

(2) 検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分され

た区域ごとに、土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

- (3) 検査は、前号の規定により採取された試料ごとに、別表第1の項目の欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

3 条例第12条第1項第12号の村長が必要と認める書類及び図面は、前項第2号に規定する検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書（第4号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第5号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）とする。

4 条例第12条第2項の書面は、特定事業事前協議済通知書（第6号様式）とする。

（許可の申請等）

第9条 条例第13条第1項及び第2項の申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書（第7号様式）とする。

2 条例第13条第1項に規定する条例第11条各項の規定による同意を受けたことを証する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定による同意で、特定事業区域の土地につき地上権等を有する者に係るもの 地上権者等同意書（第8号様式）
- (2) 条例第11条第2項の規定による同意で、特定事業区域に隣接する土地の所有者に係るもの 隣接土地所有者同意書（第9号様式）
- (3) 条例第11条第2項の規定による同意で、特定事業区域から300メートル以内に居住する世帯の世帯主に係るもの 周辺住民同意書（第10号様式）
- (4) 条例第11条第2項の規定による同意で、特定事業区域から300メートル以内に所在する事務所及び店舗等の責任者等に係るもの 周辺事業者同意書（第11号様式）
- (5) 条例第11条第2項の規定による同意で、特定事業によつて特に影響を受ける者として村長が認める者に係るもの 関係者同意書（第12号様式）

3 条例第13条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業主等の住民票の写し（事業主等が法人の場合にあつては、登記事項証明書及び役員（条例第 15 条第 1 項第 1 号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の住民票の写し）
- (2) 事業主等が条例第 15 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書及び役員（住民票）の写し）
- (3) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (4) 特定事業区域の求積図
- (5) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (6) 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 特定事業に使用する土砂等の予定量の計算書
- (8) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計算、応力計算及び断面算定を記載した構造計算書
- (10) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他村長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- (11) 特定事業区域の排水計画図
- (12) 特定事業に使用する土砂等の搬入経路図
- (13) 農地転用許可が必要な場合にあつては、許可指令書の写し又は許可申請書の写し
- (14) 埋蔵文化財所在の有無に関する書類
- (15) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあつては、占用許可書等の写し
- (16) 現場責任者であることを証する書類及び当該者が本人であることを確認することができる書類
- (17) 条例第 11 条第 2 項の規定による説明会等の結果を記載した住民説明会等報告書（第 13 号様式）
- (18) 事業主等のうち事業者と施工者が異なる場合にあつては、土地の埋立て等に係る請負契約書の写し
- (19) 事業主等（事業主等が未成年者である場合にあつては、事業主等及びその法定代理人）の誓約書（第 14 号様式）

- (20) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し
 - (21) 事業主等に第11条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
 - (22) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類及び図面
- 4 条例第13条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 事業主等が未成年である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
 - (2) 特定事業区域の表土の地質の状況
 - (3) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
 - (4) 一時堆積特定事業にあつては、特定事業に使用する土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置
 - (5) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の氏名
 - (6) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名
 - (7) 事業主等に第11条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名
- 5 条例第13条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第3項各号（第5号及び第22号を除く。）に掲げる書類及び図面。
この場合において、同項第3号、第4号、第6号、第11号及び第15号中「特定事業区域」とあるのは、「特定事業場」とする。
 - (2) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となつた場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
 - (3) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
 - (4) 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、前条第3項に規定する書類及び図面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類及び図面
- 6 条例第13条第4項の届出書は、土質に関する届出書（第15号様式）と

する。

7 条例第13条第4項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3項第1号から第7号まで、第11号及び第12号に掲げる書類並びに図面
- (2) 別表第2に掲げる行為であることを証する書面
- (3) 使用する採取土砂等の土質に関する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類及び図面
(決定通知等)

第10条 条例第13条第3項の規定による通知は、特定事業（一時堆積特定事業）許可（不許可）決定通知書（第16号様式）により行うものとする。

2 条例第13条第4項の届出書の提出があつたときは、土質に関する届出受理書（第17号様式）を届出者に交付するものとする。

（使用人）

第11条 条例第15条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、事業主等の使用で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(構造上の基準)

第12条 条例第15条第1項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第15条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

（特定事業の変更許可の申請等）

第13条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は住所（事業主等が法人である場合にあつては、その名称、住所又は代表者の氏名）の変更
- (2) 法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所又は代表者の氏名）の変更
- (3) 次に掲げる者の変更
ア 事業主等が法人である場合におけるその役員

イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

エ 第11条に規定する使用人

(4) 現場事務所の位置の変更

(5) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

2 条例第16条第2項の申請書は、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請書（第18号様式）とする。

3 条例第16条第2項の規則で定める書類及び図面は、第9条第3項各号又は同条第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものとする。

4 条例第16条第3項の規定による通知は、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可（不許可）決定通知書（第19号様式）により行うものとする。

5 条例第16条第8項の届出書は、特定事業（一時堆積特定事業）軽微変更届出書（第20号様式）とする。

6 条例第16条第8項の規則で定める書類及び図面は、第9条第3項各号又は同条第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るものとする。

（土質に関する変更の届出）

第14条 条例第17条の規定による届出は、土質に関する変更届出書（第21号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、第9条第7項に規定する書類及び図面のうち変更に係るものを添付しなければならない。

3 村長は、第1項の届出書の提出があつたときは、土質に関する変更届出受理書（第22号様式）を届出者に交付するものとする。

（特定事業の開始の届出）

第15条 条例第19条の規定による届出は、特定事業開始届出書（第23号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第16条 条例第20条の発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第24号様式）とする。

2 条例第20条の土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取

調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。

- 3 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う土砂等の地質分析は、別表第1の項目の欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。
- 4 条例第20条の規定による届出は、土砂等搬入届出書（第25号様式）により行うものとする。
- 5 事業主等は、特定事業に使用する土砂等の量が5,000立法メートルまでごとに、前項の届出書を提出しなければならない。
- 6 条例第20条第1号の土砂等が公共特定事業により発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該公共特定事業を発注した者が発行した公共特定事業土砂等発生元証明書（第26号様式）とする。
- 7 条例第20条第2号の土砂等が採取土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（第27号様式）とする。

（標識）

第17条 条例第21条第1項に規定する標識は、特定事業に関する標識（第28号様式）とする。

2 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業に係る条例第9条第1項の許可又は第10条の規定による届出（条例第16条第1項の変更の許可又は第17条の規定による変更の届出を含む。以下「許可等」という。）の年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 事業主等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (5) 前項に定める者の連絡先の電話番号
- (6) 特定事業の許可等の期間
- (7) 特定事業区域の面積
- (8) 特定事業に使用する土砂等の区分
- (9) 特定事業に使用する土砂等の搬入予定量（一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
- (10) 現場責任者の氏名及び職名

(11) 特定事業区域の見取図

(土砂等管理台帳)

第18条 条例第22条第1項及び第2項の管理台帳は、土砂等管理台帳（第29号様式）とする。

2 条例第22条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業主等の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可等の番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の許可等の期間
- (5) 特定事業に使用する土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用する土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
- (8) 特定事業に使用する土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び期間並びに当該工事の責任者の氏名及び連絡先の電話番号
- (9) 搬入する土砂等の区分
- (10) 特定事業に使用する土砂等の発生場所の事業者との間の契約において、土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第22条第2項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- (2) 一時堆積特定事業に使用する土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量

4 土砂等管理台帳は、毎月末日までに、当該月中における条例第22条第1項又は第2項の規定による記載を終了していなければならない。

5 条例第22条第3項の規定による報告は、特定事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（特定事業の休止をしようとするとき（当該休止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。）は当該休止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第24条第3項、第25条第3項又は第26条第3項の規定による届出の時）に行わなければならない。

6 条例第22条第3項の報告書は、一時堆積特定事業を除く特定事業にあつては特定事業状況報告書（第30号様式）、一時堆積特定事業にあつては一

時堆積特定事業状況報告書（第 3 1 号様式）とする。

（地質検査等）

第 1 9 条 条例第 2 3 条第 1 項の規定による地質検査（以下「地質検査」という。）は、特定事業を開始した日から 2 月ごと（条例第 2 4 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 2 5 条第 3 項の規定による完了の届出又は条例第 2 6 条第 3 項の規定による終了の届出を行つた場合にあつては、村長の指定する期日）に村長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を 3, 0 0 0 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前項の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点を基点として 5 メートルから 1 0 メートルまでの間の 4 地点（当該地点がない場合にあつては、区域の中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点）の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第 1 号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、村長が承認した場合にあつては、村長が定めるところにより、同号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1 試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、地質検査は、前項の規定にかかわらず、一時堆積特定事業を開始した日から 2 月ごと（条例第 2 4 条第 3 項の規定による廃止の届出、条例第 2 5 条第 3 項の規定による完了の届出（表土と一時堆積特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合の当該一時堆積特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第 2 6 条第 3 項の規定による終了の届出を行つた場合にあつては、村長が指定する期日）に、村長の指定する職員の立会いの上、前項各号に定める方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあつては、地質検査は、省略することができる。

- 3 条例第23条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から2月ごと（条例第24条第1項の規定による休止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行つた場合にあつては、村長が指定する期日）に、村長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

（地質検査等の報告）

第20条 条例第23条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から2月ごとに当該2月を経過した日から1週間以内（条例第24条第3項の規定による廃止の届出、条例第25条第3項の規定による完了の届出又は条例第26条第3項の規定による終了の届出を行つた場合にあつては、村長の指定する期日）に、特定事業地質等検査結果報告書（第32号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条第1項第3号の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- (3) 前条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第33号様式）。ただし、環境計量士の発行したものに限る。

（特定事業の廃止等に係る届出）

第21条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業廃止・休止事前届出書（第34号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可等の期間
- (4) 特定事業を廃止しようとする年月日又は休止しようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は休止しようとする場合の工程
- (7) 一時堆積特定事業にあつては、特定事業場のうち土砂等が堆積されている面積

3 条例第24条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届出書（第35号

様式)を提出して行わなければならない。

- 4 条例第24条第5項の規定による通知は、特定事業廃止確認結果通知書(第36号様式)によるものとする。

(特定事業の完了に係る届出)

第22条 条例第25条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届出書(第37号様式)を提出して行わなければならない。

- 2 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可等の期間
- (4) 特定事業の完了の予定年月日
- (5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造

- 3 条例第25条第3項の規定による届出は、特定事業完了届出書(第38号様式)を提出して行わなければならない。

- 4 条例第25条第4項の規定による通知は、特定事業完了確認結果通知書(第39号様式)によるものとする。

(特定事業の終了に係る届出)

第23条 条例第26条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届出書(第40号様式)を提出して行わなければならない。

- 2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可等の年月日及びその番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可等の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

- 3 条例第26条第3項の規定による届出は、特定事業終了届出書(第41号様式)を提出して行わなければならない。

- 4 条例第26条第4項の規定による通知は、特定事業終了確認結果通知書(第42号様式)によるものとする。

(譲受けの許可の申請等)

第24条 条例第27条第2項の申請書は、特定事業譲受け許可申請書(第43号様式)とする。

- 2 条例第27条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする者の住民票の写し(譲り受けようとする者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

- (2) 譲り受けようとする者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - (3) 譲り受けようとする者（譲り受けようとする者が未成年者である場合にあっては、譲り受けようとする者及びその法定代理人）の誓約書
 - (4) 譲り受けようとする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
 - (5) 譲り受けようとする者に第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - (6) 譲受けの相手方が発行する譲り受けることを証する書面
 - (7) 譲受けることについて、譲り受けようとする特定事業に係る他の事業主等の承諾を得たことを証する書面
 - (8) 現場責任者であることを証する書面
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類等
- 3 条例第27条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可等の年月日及びその番号
 - (2) 特定事業区域の位置
 - (3) 譲り受けようとする特定事業の許可等の期間
 - (4) 現場責任者の氏名及び職名
 - (5) 譲受けの理由
 - (6) 譲り受けようとする者が未成年者である場合で、その法定代理人が法人であるときにあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名
 - (7) 譲り受けようとする者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
 - (8) 譲り受けようとする者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
 - (9) 譲り受けようとする者に第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- 4 条例第27条第3項の規定による通知は、特定事業譲受け許可（不許可）決定通知書（第44号様式）によるものとする。
- 5 条例第27条第7項の届出書は、特定事業承継届出書（第45号様式）と

する。

（相続等の届出）

第 2 5 条 条例第 2 8 条第 2 項の届出書は、特定事業相続等届出書（第 4 6 号様式）とする。

（身分を示す証明書）

第 2 6 条 条例第 3 4 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（第 4 7 号様式）とする。

（書面等の提出部数）

第 2 7 条 条例及びこの規則の各規定により村長に提出する書面並びにこれに添付する書類及び図面の部数は、正副各 1 部とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の廃止）

2 長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成 1 0 年長生村規則第 9 号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現に条例附則第 2 項の規定による廃止前の長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 1 0 年長生村条例第 6 号）第 6 条に規定する許可を受けている者に係る旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

4 この規則の施行の際、現に発行されているこの規定による廃止前の旧規則第 1 5 条に規定する身分証明書は、第 2 6 条に規定する身分証明書とみなす。

別表第 1 （第 2 条、第 8 条第 2 項第 3 号、第 1 6 条第 3 項、第 1 9 条第 1 項第 4 号関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこ	規格38に定める方法（規格38.1.1及

	と。	び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法(規格65.2.7に定める方法を除く。)
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものあつては規格61に定める方法、農用地に係るものあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグ	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法

	ラム未満	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化 ビニル又は塩 化ビニルモノ マー）	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲 げる方法
1，2－ジクロ ロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1，1－ジクロ ロエチレン	検液1リットルにつき0.1 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
1，2－ジクロ ロエチレン	検液1リットルにつき0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める 方法、トランス体にあつては日本産 業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に 定める方法
1，1，1－ト リクロロエタ ン	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，1，2－ト リクロロエタ ン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエ チレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、 5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1，3－ジクロ ロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に 掲げる方法

シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の 第1又は第2に掲げる方法
チオベンカル ブ	検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の 第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方 法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除 く。）若しくは34.4（妨害となる物 質としてハロゲン化合物又はハロゲ ン化水素が多量に含まれる資料を測 定する場合は、蒸留試薬溶液とし て、水200ミリリットルに硫酸10ミ リリットル、りん酸60ミリリットル 及び塩化ナトリウム10グラムを溶か した溶液とグリセリン250ミリリッ トルを混合し、水を加えて1000ミリ リットルとしたものを用い、日本産 業規格K0170—6の6図2注記のアル ミニウム溶液のラインを追加す る。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注(2)第3文及び規格34の 備考1を除く。）に定める方法（懸 濁物質及びイオンクロマトグラフ方 で妨害となる物質が共存しないこと を確認した場合は、これを省略する ことができる。）及び昭和46年環境 庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方 法
1, 4—ジオキ サン	検液1リットルにつき0.05 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に 掲げる方法

水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	地盤工学会基準JGS0211—2009「土懸濁液のpH試験方法」に定める方法
塩化物イオン濃度	検液1リットルにつき500ミリグラム以下	規格35に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るもの（水素イオン濃度を除く。）にあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 六価クロムの項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7に定める操作を行うものとする。
- 5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第4条、第9条第7項第2号関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護区域の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条におい

て準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為

- 7 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 8 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 9 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 10 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 11 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 12 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 13 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による許可を要する宅地造成
- 14 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 15 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 16 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 18 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為

- 19 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 20 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 21 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業等
- 24 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第3（第12条第1項関係）

特定事業の構造上の基準

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に特定事業を行う場合にあっては、特定事業を行う前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 特定事業の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の区分に応じ、それぞれ特定事業の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

区分	特定事業の高さ	のり面のこう配
土質試験等に基づき特定事業の構造の安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配

その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（特定事業の高さが5メートル以下の場合は、1.5メートル）以上のこう配
-----	----------	--

4 特定事業の高さは、特定事業区域が接する前面の公道（土砂等の搬入口に接する公道をいう。）を基点（当該搬入口と当該公道が接する地点）として、2メートル以内とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

5 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

6 特定事業の高さが5メートル以上である場合にあっては、特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。

7 特定事業の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩落が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹き付け等によつて風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

9 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第4（第12条第2項関係）

一時堆積特定事業の場合の構造基準

1 一時堆積特定事業区域と隣接する土地との間に、次の表の左欄に掲げる一時堆積特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上

15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等の堆積が最大となつた場合の当該堆積の高さ（のり面（擁壁を用いる場合は、当該擁壁部分を除く。）の最下部と最上部の高低差をいう。）が、5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積が最大となつた場合の当該堆積によるのり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1．8メートル以上のこう配であること。
- 4 既存ののり面又は擁壁がある場合は、当該既存ののり面又は擁壁の安全が確保されていること。

第1号様式（第3条第2項関係）

公共的団体認定申請書

年 月 日

長生村長 様

申請者

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

電話番号

担当者名

公共的団体の認定を受けたいので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち国又は地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）

(2) 国又は地方公共団体別出資金額

国・地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

- 2 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

第2号様式（第3条第3項関係）

長生村指令第 号
年 月 日

公共的団体認定（拒否）通知書

様

長生村長 印

年 月 日付けで申請のあった公共的団体の認定については、次のとおり決定することとしたので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第3項の規定により通知します。

- 1 決定の内容 認定 拒否
(1) 認定番号 公共的団体 第 号
(2) 認定年月日 年 月 日
- 2 拒否の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長生村長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長生村を被告として（訴訟において長生村を代表する者は長生村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。尚、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第8条第1項関係）

特定事業計画書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所
氏名 印
電話番号
施工者住所
氏名 印
電話番号
土地所有者住所
氏名 印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

特定事業の計画について、次のとおり提出します。

特定事業の区分	一時堆積特定事業 ・ その他の特定事業	
特定事業区域(特定事業場)の 位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業区域の実測面積 ㎡
特定事業概要(のり面処理、排 水計画、埋立て高等)		
特定事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
土砂等の発生場所及び区分		
総搬入量(一時堆積特定事業 にあっては総搬出量)	(	㎥ ㎥)
1日当たりの最大搬入量(一 時堆積特定事業にあっては、 最大搬出量)	t 車 台 (t 車 台	㎥ ㎥)
生活環境の保全対策及び防災 対策		
他の法令等の許認可等・届出 を要する場合は、その法令等 と許認可等・届出の状況		
跡地利用計画		
その他		

第4号様式(第8条第3項、第16条第2項、第20条第2号及び第3号関係)

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住 所

所 属

職 氏 名

印

電話番号

別添地質分析(濃度)結果証明書(排水汚染状況測定(濃度)結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分及び番号	
報告区分	地質 (表土・搬入・定期・廃止・完了・終了) 排水 (定期・廃止・完了・終了)
採取年月日	年 月 日
採取日の天候	
地質分析の場合の採取深度	

注 検体区分及び番号の欄には、この調書に係る地質分析(濃度)結果証明書又は排水汚染状況測定(濃度)結果証明書に記載された検体区分等を記載すること。

第 5 号様式（第 8 条第 3 項、第 1 6 条第 2 項、第 2 0 条第 2 号関係）

地質分析(濃度)結果証明書									
					年 月 日				
様									
					発行番号				
					分析機関名				
					代表者				
					所在地				
					電話番号				
					計量証明事業者の登録番号				
					環境計量士				
					印				
					印				
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法（水素イオン濃度については、地盤工業会基準 J G S 0 2 1 1 - 2 0 0 9 「土懸濁液の p H 試験方法」に定める方法）により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。									
(検体区分・番号)									
計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	基準値	測定方法				
カ ド ミ ウ ム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4				
全 シ ア ン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1及び38の備考11の方法を除く。) 昭和46. 環告第59号付表1				
有 機 構 (り ん)	mg/l			不検出	昭和49. 環告第64号付表1 日本産業規格 K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの				
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 54				
六 価 ク ロ ム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く。)				
砒 (ひ) 素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 61				
総 水 銀	mg/l			0.0005	昭和46. 環告第59号付表2				
ア ル キ ル 水 銀	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表3、昭和49. 環告64号付表3				
P C B	mg/l			不検出	昭和46. 環告第59号付表4				
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2				
四 塩 化 炭 素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5				
ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.002	平成9. 環告第10号付表				
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2				
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2				
1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2 トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5				
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5				
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5				
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1				
チ ウ ラ ム	mg/l			0.006	昭和46. 環告第59号付表5				
シ マ ジ ン	mg/l			0.003	昭和46. 環告第59号付表6第1、第2				
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/l			0.02	昭和46. 環告第59号付表6第1、第2				
ベ ン ゼ ン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2				
セ レ ン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4				
ふ っ 素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102 34.1 (34の備考1を除く。)、34.4、34.1.1c) (注 (2)第3文及び34備考1を除く。) 昭和46. 環告第59号付表7				
ほ う 素	mg/l			1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4				
1,4-ジ オ キ サ ン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表8				
水 素 イ オ ン 濃 度	—			5.8～8.6	地盤工学会基準 JGS0211-2009 「土懸濁液の p H 試験方法」				
塩 化 物 イ オ ン 濃 度	mg/l			500	日本産業規格 K0102 35				
農 用 地	砒 素	mg/kg		15	昭和50. 総令第31号第1条第3項及び第2条				
田に限る	銅	mg/kg		125	昭和47. 総令第66号第1条第3項及び第2条				
検 体	の 性 状	形 状		色		匂 い		含 有 試 験	
備 考	発生場所： 工事名等： 発生元事業者名： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：								

第6号様式（第8条第4項関係）

第 号
年 月 日

特定事業事前協議済通知書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで事前協議のあった特定事業については、協議が調ったので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第12条第2項の規定により、通知します。

第 7 号様式（第 9 条第 1 項関係）

（第 1 面）

特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書

年 月 日

長生村長 様

事業 者 住 所
氏 名 印
電話番号
施 工 者 住 所
氏 名 印
電話番号
土地所有者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

特定事業（一時堆積特定事業）の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次の
とおり申請します。

特定事業区域の 位置及び面積	地番 ほか 筆	特定事業区域の面積 実測	㎡
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置・・・別添図面のとおり			
現場責任者の氏名及び職名			
特定事業に使用する土砂等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 年 月 日～ 年 月 日	㎡	
※一時堆積特定事業にあっては、搬入・搬出の年間予定量	搬入の年間予定量 搬出の年間予定量	㎡ 1 日平均 ㎡ 1 日平均	㎡ ㎡
特定事業に使用する土砂等の搬入計画に関する事項・・・別紙のとお			
特定事業を行っている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添施行図面のとお			
特定事業を行っている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造・・・別添図面のとお			
法定代理人の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）			
特定事業区域の表土の地質の状況・・・別添のとお			
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造（一時堆積特定事業にあっては、当該事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）・・・別添図面のとお			
一時堆積特定事業に使用する土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置・・・別添図面のとお			

(第2面)

添 付 書 類	1 特定事業事前協議済通知書 2 事業主等の住民票の写し（事業主等が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 3 事業主等が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 4 特定事業区域の位置図及び付近の見取図 5 特定事業区域の求積図 6 特定事業区域の計画平面図及び断面図（事業計画平面図及び断面図、覆土標準図等で特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 7 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し 8 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 9 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図 10 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 11 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他村長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書 12 特定事業区域の排水計画図 13 特定事業に使用する土砂等の搬入経路図 14 農地転用許可が必要な場合にあっては、許可指令書の写し又は許可申請書の写し 15 埋蔵文化財所在の有無に関する書類 16 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあっては、占用許可書等の写し 17 現場責任者であることを証する書類及び当該者が本人であることを確認することができる書類 18 住民説明会等報告書 19 地上権者等同意書、隣接土地所有者同意書 20 周辺住民同意書 21 事業主等のうち事業者と施工者が異なる場合にあっては、土地の埋立て等に係る請負契約書の写し 22 事業主等（事業主等が未成年者である場合にあっては、事業主等及びその法定代理人）の誓約書 23 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し 24 事業主等に長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し 25 特定事業によって特に影響があるものとして村長が認める者がいる場合にあっては、関係者同意書 26 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類及び図面
------------------	--

(第3面)

事業主等が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人が個人である場合				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所
			男・女	
法定代理人が法人である場合				
	(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	
役 員	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所
		役職名・呼称		
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
	長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
	役職名・呼称			
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

事業主等が個人である場合

事業主等				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		男・女		
長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（事業主等に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

事業主等が法人である場合

事業主等					
		(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	
役 員	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		役職名・呼称			
			男・女		
			男・女		
		男・女			
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）					
発行済株式の総数		株		出資の額	円
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の額		住 所
			割 合		
		男・女			
		男・女			
		男・女			
長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（事業主等に当該使用人がある場合）					
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所		
	役職名・呼称				
		男・女			
		男・女			
		男・女			

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

別紙

特定事業に使用する土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生元事業者名	搬入計画等					備 考
	予定量 m ³	日最大量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	
			～	～		
			～	～		
			～	～		

注 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する区分を記載すること。

第8号様式（第9条第2項第1号関係）

地上権者等同意書

事業主等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）の土地の地上権者等（永小作権者・質権者・賃借人）として、その施工について異議がないので同意します。

所在及び地番	地 目	地積(登記簿)	権利の種類	摘 要

また、同意の前提として、事業内容等について事業主等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

特 定 事 業 許 可 申 請 者	住所(主たる事務所の所在地)	
	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	連絡先	
特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の位置及び面積		(m ²)
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
現 場 責 任 者	氏名及び職名	
	連絡先	
特定事業に使用される土砂等の予定量（一時堆積特定事業の場合は、土砂等の搬入及び搬出の年間予定量）		m ³
特定事業の期間		年 月頃～ 年 月頃
特定事業に使用される土砂等の搬入計画（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場の土砂等の搬出入経路）		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置		
特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）		
特定事業が完了した時の特定事業区域の構造（一時堆積特定事業の場合は、事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）		
跡地利用計画		
放流先水路の流域、断面図及び流量計算		
その他（ ）		

ここに同意したことを証するため、署名押印します。
年 月 日

地上権者等 住 所
氏 名 印

第9号様式（第9条第2項第2号関係）

隣接土地所有者同意書

事業主等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）の隣接する土地の所有者として、その施工について異議がないので同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、事業内容等について事業主等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

特 定 事 業 許 可 申 請 者	住所(主たる事務所の所在地)	
	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	連絡先	
特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の位置及び面積		(m ²)
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
現 場 責 任 者	氏名及び職名	
	連絡先	
特定事業に使用される土砂等の予定量（一時堆積特定事業の場合は、土砂等の搬入及び搬出の年間予定量）		m ³
特定事業の期間		年 月 頃～ 年 月 頃
特定事業に使用される土砂等の搬入計画（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場の土砂等の搬出入経路）		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置		
特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）		
特定事業が完了した時の特定事業区域の構造（一時堆積特定事業の場合は、事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）		
跡地利用計画		
放流先水路の流域、断面図及び流量計算		
その他（ ）		

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名

印

第10号様式（第9条第2項第3号関係）

周辺住民同意書

事業主等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）の周辺に居住する世帯主として、その施工について異議がないので同意します。

また、同意の前提として、事業内容等について事業主等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

特 定 事 業 許 可 申 請 者	住所(主たる事務所の所在地)	
	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	連絡先	
特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の位置及び面積		(m ²)
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
現 場 責 任 者	氏名及び職名	
	連絡先	
特定事業に使用される土砂等の予定量（一時堆積特定事業の場合は、土砂等の搬入及び搬出の年間予定量）		m ³
特定事業の期間		年 月頃～ 年 月頃
特定事業に使用される土砂等の搬入計画（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場の土砂等の搬出入経路）		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置		
特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）		
特定事業が完了した時の特定事業区域の構造（一時堆積特定事業の場合は、事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）		
跡地利用計画		
放流先水路の流域、断面図及び流量計算		
その他（ ）		

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

世帯主 住 所
氏 名

印

第 1 1 号様式（第 9 条第 2 項第 4 号関係）

周辺事業者同意書

事業主等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）の周辺に居住する世帯主として、その施工について異議がないので同意します。

また、同意の前提として、事業内容等について事業主等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

特 定 事 業 許 可 申 請 者	住所(主たる事務所の所在地)	
	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	連絡先	
特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の位置及び面積		(m ²)
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
現 場 責 任 者	氏名及び職名	
	連絡先	
特定事業に使用される土砂等の予定量（一時堆積特定事業の場合は、土砂等の搬入及び搬出の年間予定量）		m ³
特定事業の期間		年 月頃～ 年 月頃
特定事業に使用される土砂等の搬入計画（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場の土砂等の搬出入経路）		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置		
特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）		
特定事業が完了した時の特定事業区域の構造（一時堆積特定事業の場合は、事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）		
跡地利用計画		
放流先水路の流域、断面図及び流量計算		
その他（ ）		

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

事務所、店舗等 所在地

名 称

責任者等氏名

印

第12号様式（第9条第2項第5号関係）

関係者同意書

事業主等（ ）の施工する特定事業に係る特定事業区域（特定事業場）の隣接する土地の所有者として、その施工について異議がないので同意します。

所在及び地番	地目	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、事業内容等について事業主等から 年 月 日に次のとおり説明を受け、その内容を確認しました。

特定事業許可申請者	住所(主たる事務所の所在地)	
	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	連絡先	
特定事業区域（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場）の位置及び面積		(m ²)
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
現場責任者	氏名及び職名	
	連絡先	
特定事業に使用される土砂等の予定量（一時堆積特定事業の場合は、土砂等の搬入及び搬出の年間予定量）		m ³
特定事業の期間		年 月頃～ 年 月頃
特定事業に使用される土砂等の搬入計画（一時堆積特定事業の場合は、特定事業場の土砂等の搬出入経路）		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への当該特定事業に使用した土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置		
特定事業が行われている間において、特定事業区域以外への排水の水質検査を行うために必要な措置		
特定事業区域の表土の地質の状況（表土と特定事業に使用する土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）		
特定事業が完了した時の特定事業区域の構造（一時堆積特定事業の場合は、事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造）		
跡地利用計画		
放流先水路の流域、断面図及び流量計算		
その他（ ）		

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

関係者 住 所
名 称
代表者等氏名

印

第13号様式（第9条第3項第17号関係）

住民説明会等報告書

年 月 日

長生村長 様

事業者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
施工者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
土地所有者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		

特定事業区域（特定事業場）の隣接土地所有者、周辺住民等に対し説明会等を行いましたので、その内容について次のとおり報告します。

- 1 特定事業の目的
- 2 特定事業区域（特定事業場）の位置及び面積
- 3 説明会等の日時及び場所
- 4 説明会等出席者
- 5 説明会等の内容その他の記録

第14号様式（第9条第3項第19号関係）

誓 約 書

年 月 日

長生村長 様

事業者等 住 所

氏 名

印

電話番号

私は、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第15条第1項第1号アからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約事項の確認のため、長生村が千葉県警察本部等に個人情報の照会を行い、当該個人情報の取得をすることについて同意します。

条例第15条第1項第1号アからケまでの内容

- | | |
|---|---|
| ア | 第7条第2項若しくは第3項、第29条又は第31条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者 |
| イ | 第30条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る長生村行政手続条例（平成8年長生村条例第10号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、事業主等が第30条第1項第2号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。 |
| ウ | 第30条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 |
| エ | 特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| オ | 長生村暴力団排除条例（平成24年長生村条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。） |
| カ | 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの |
| キ | 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの |
| ク | 個人で、規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの |
| ケ | 暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

第 15 号様式（第 9 条第 6 項関係）

土質に関する届出書

年 月 日

長生村長 様

事業者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
施工者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
土地所有者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)		

長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条に定める特定事業を行うに当たり、同条例第 13 条第 4 項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 特定事業の目的
- 2 特定事業区域の位置及び面積

※長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 9 条第 7 項に定める書類及び図面を添付すること。

第 1 6 号様式（第 1 0 条第 1 項関係）

長生村指令第 号
年 月 日

特定事業（一時堆積特定事業）許可（不許可）決定通知書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで申請のあった特定事業（一時堆積特定事業）については、次のとおり決定することとしたので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第 1 3 条第 3 項の規定により通知します。

1 決定の内容 許 可 不 許 可

2 許可の内容

特定事業の目的	
特定事業区域(特定事業場)の位置及び面積	
許可の期間	
許可の条件	

3 不許可の理由

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長生村長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長生村を被告として（訴訟において長生村を代表する者は長生村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。尚、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 1 7 号様式（第 1 0 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

土質に関する届出受理書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで届出のあった土質に関する届出については、次のとおり
受理しますので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関す
る条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

特定事業の目的	
特定事業区域の位置及び面積	
使用する採取土砂等	

第18号様式（第13条第2項関係）

特定事業（一時堆積特定事業）変更許可申請書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所
氏名 印
電話番号

施工者住所
氏名 印
電話番号

土地所有者住所
氏名 印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け長生村指令第 号で許可を受けた事項について変更を
したいので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条
例第16条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

区 分	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
変 更 の 理 由		

第 1 9 号様式（第 1 3 条第 4 項関係）

長生村指令第 号
年 月 日

特定事業（一時堆積特定事業）変更許可（不許可）決定通知書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで申請のあった特定事業（一時堆積特定事業）の変更については、次のとおり決定することとしたので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 6 条第 3 項の規定により通知します。

1 決定の内容 許 可 不 許 可

2 許可の内容

区 分	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
許 可 の 条 件		

3 不許可の理由

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長生村長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長生村を被告として（訴訟において長生村を代表する者は長生村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。尚、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 2 0 号様式（第 1 3 条第 5 項関係）

特定事業（一時堆積特定事業）軽微変更届出書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所
氏名
電話番号
印

施工者住所
氏名
電話番号
印

土地所有者住所
氏名
電話番号
印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け長生村指令第 号で許可を受けた事項について軽微な
変更をしたので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例第 1 6 条第 8 項の規定により、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

区 分	変 更 後	変 更 前
変更した事項の内容		
変 更 の 理 由		

第 2 1 号様式（第 1 4 条第 1 項関係）

土質に関する変更届出書

年 月 日

長生村長 様

事 業 者 住 所
氏 名 印
電話番号
施 工 者 住 所
氏 名 印
電話番号
土地所有者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで届出をした事項について変更をしたいので、長生村土砂
等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 7 条の規定によ
り、関係書類及び図面を添えて次のとおり届け出ます。

区 分	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		
変 更 の 理 由		

第 2 2 号様式（第 1 4 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

土質に関する変更届出受理書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで届出のあった土質に関する変更届出については、次のとおり受理しますので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 1 4 条第 3 項の規定により交付します。

区 分	変 更 後	変 更 前
変更する事項の内容		

第 2 3 号様式（第 1 5 条関係）

特定事業開始届出書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所
氏名
電話番号
印

施工者住所
氏名
電話番号
印

土地所有者住所
氏名
電話番号
印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特定事業（一時堆積事業）を開始するので長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 1 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可等の番号等	年 月 日 長生村指令第 号
特定事業区域(特定事業場)の位置	
特定事業の許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
開始年月日	年 月 日
土砂等搬入届出書の提出日	年 月 日

第 2 4 号様式（第 1 6 条第 1 項関係）

土砂等発生元証明書

年 月 日

特定事業者

様

発生元事業者 住 所

事業者名

代表者名

印

電話番号

現場責任者氏名

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工事名	
工事施工場所	
発注者	
工事施工期間	
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ （うち搬出契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ （5, 000 m ³ 以内）
発生土砂等の地質分析（濃度） 結果証明書の有無	有（別添のとおり） ・ 無
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者住所、 氏名	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
一時堆積特定事業場を経由する 場合にあつては、当該一時堆積 特定事業場の位置及び一時堆積 特定事業者の住所、氏名	一時堆積事業場の位置 一時堆積特定事業者 住所 氏名

注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 1 9 号）別表第 1 に規定する区分を記載すること。

第 2 5 号様式（第 1 6 条第 4 項関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

長生村長 様

事 業 者 住 所
氏 名 印
電話番号
施 工 者 住 所
氏 名 印
電話番号
土地所有者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特定事業のため土砂等を搬入したいので長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 0 条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可等の番号等	年 月 日 長生村指令第 号
特定事業区域（特定事業場） の位置	
特定事業の許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の発生場所並びに発生 元事業者名及び連絡先	発生場所 発生元事業者名 連絡先
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等 の発生場所の現場写真・・・・・・別添のとおり	
土砂等の発生場所の工事名等	
土砂等の搬入予定量	m ³ うち今回の搬入量 m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日 ～ 年 月 日
土砂等の運搬契約者の住所及 び氏名（全て記載のこと。）	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名

第26号様式（第16条第6項関係）

公共特定事業土砂等発生元証明書

事業年度	年度	事業名										
工事名												
工事箇所												
工期（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日											
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する区分 ※当該□に✓を記入 <table border="1"> <tr> <td>☐</td> <td>第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）</td> <td> 工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料 </td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）</td> <td> 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 </td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）</td> <td> 土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料 </td> </tr> </table>				☐	第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料	☐	第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料	☐	第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
☐	第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料										
☐	第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料										
☐	第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料										
当該工事箇所から発生する土砂等は、上記のとおりであることを証明する。 年 月 日 公共特定事業発注者 印												

第 2 7 号様式（第 1 6 条第 7 項関係）

土砂等売渡・譲渡証明書

年 月 日

特定事業者

様

売渡・譲渡元事業者 住 所
事業者名
代表者名
電話番号

印

（特定事業者 ）が長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく特定事業区域に搬入する土砂等については、現在、岩石、砂利又は土の採取計画の許認可等を受けている次の採取場から採取されたものであることを証明します。

許認可採取場の位置	
採取計画許可番号	
許認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
許認可採取量	m ³
特定事業区域の位置	
売渡し又は譲渡しの土量	m ³
売渡し又は譲渡しの期間	年 月 日 ～ 年 月 日

第28号様式（第17条第1項関係）

← 120cm以上 →		
↑ 90 cm 以 上 ↓	特定事業に関する標識	
	特定事業の許可	年 月 日 長生村指令第 号
	特定事業の目的	
	特定事業区域の位置	
	事業主	住所 氏名(名称) 連絡先
	施工者	住所 氏名(名称) 連絡先
	土地所有者	住所 氏名(名称) 連絡先
	特定事業の許可の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	特定事業区域の面積	m ²
	土砂等の区分及び搬入 予定量(一時堆積特定事 業の場合は、土砂等の年 間の搬入量及び搬出予 定量)	特定事業に供する区域の見取図
現場責任者の氏名及び職名		
↓ 50cm以上 ↑		

第29号様式（第18条第1項関係）

土砂等管理台帳（ 年 月分）

事業者名		事業許可番号	長生村指令第 号
事業区域の位置	ほか 筆	許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
事業区域の面積	m ²	※一時堆積特定事業は 年間の搬入搬出量	年間搬入予定量 m ³ 1日平均 m ³ 年間搬出予定量 m ³ 1日平均 m ³
現場責任者職氏名		連絡先電話番号	

発生元事業者 名称及び住所		工事施工場所		工事現場 責任者氏名	
土砂等の発生 場所の工事名		搬入土砂等 の区分		工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等搬入 契約量	m ³	土砂等 搬入期間	年 月 日～ 年 月 日	土砂等運搬 契約者名	

日 付	搬入量 (㎡)	発生場所から特定事業区域への運搬 手段（該当項目全てに○を記入）		特定事業区域外への搬出 ※一時堆積特定事業のみ記入				摘要
		陸上輸送		搬出先 〔 〕	搬出先 〔 〕	搬出先 〔 〕	合 計	
		発生場 所から の直送	一時堆積特定事業場 〔 〕					
				を經由		搬出量(㎡)	搬出量(㎡)	
前月まで の 累 計							残()	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
計(残)							残()	
累 計								

第30号様式（第18条第6項関係）

特定事業状況報告書

年 月 日

長生村長

様

事業者 住所

氏 名

印

電話番号

施工者 住所

氏 名

印

電話番号

土地所有者 住所

氏 名

印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条第3項の規定により、次のとおり報告します。

特定事業の許可及び 事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号				
	許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日				
	位 置：				
特定事業に使用される土砂等の量		m ³ （うち今回実施済量 m ³ ） （実施済量 m ³ ）			
発生場所・工事名等	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

第31号様式（第18条第6項関係）

一時堆積特定事業状況報告書

年 月 日

長生村長 様

事業者 住所
氏 名 印
電話番号

施工者 住所
氏 名 印
電話番号

土地所有者 住所
氏 名 印
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第22条第3項の規定により、次のとおり報告します。

特定事業の許可及び 事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号				
	許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日				
	位 置：				
発生場所・工事名等	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累 計 量 m ³	備 考
合 計					

第 3 2 号様式（第 2 0 条関係）

特定事業地質等検査結果報告書

年 月 日

長生村長

様

事業者 住所

氏 名

印

電話番号

施工者 住所

氏 名

印

電話番号

土地所有者 住所

氏 名

印

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 3
条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

特定事業の許可及び 事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号
	許可の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 位 置：
土砂等及び排水の採取場所・・・別添図面及び現場写真のとおり	
地質分析(濃度)結果証明書・・・別添のとおり	
排水汚染状況測定(濃度)結果証明書・・・別添のとおり	

第 3 3 号様式（第 2 0 条第 3 号関係）

排水汚染状況測定(濃度)結果証明書					年	月	日
様					発行番号		
					分析機関名		
					代表者		印
					所在地		
					電話番号		
					計量証明事業者の登録番号		印
					環境計量士		
年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。							
(検体区分・番号)							
計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	基準値	測定方法		
カ ド ミ ウ ム	mg/l				日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4		
全 シ ア ン	mg/l				日本産業規格 K0102 38.1.2 (38の備考11の方法を除く。以下同じ。) 及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5 昭和46. 環告第59号付表1		
有 機 構 (り ん)	mg/l				昭和49. 環告第64号付表1		
鉛	mg/l				日本産業規格 K0102 54		
六 価 ク ロ ム	mg/l				日本産業規格 K0102 65.2.1、65.2.6		
砒 (ひ) 素	mg/l				日本産業規格 K0102 61		
総 水 銀	mg/l				昭和46. 環告第59号付表2		
ア ル キ ル 水 銀	mg/l				昭和46. 環告第59号付表3、昭和49. 環告64号付表3		
P C B	mg/l				日本産業規格 K0093、昭和46. 環告第59号付表4		
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		
四 塩 化 炭 素	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5		
1,2-ジクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5		
トリクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5		
テトラクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		
チ ウ ラ ム	mg/l				昭和46. 環告第59号付表5		
シ マ ジ ン	mg/l				昭和46. 環告第59号付表6第1、第2		
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/l				昭和46. 環告第59号付表6第1、第2		
ベ ン ゼ ン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.2		
セ レ ン	mg/l				日本産業規格 K0102 67		
ふ つ 素	mg/l				日本産業規格 K0102 34.1 (34の備考1を除く。)、34.2、34.4、34.1.1 c) (注(2)第3文及び34備考1を除く。) 昭和46. 環告第59号付表7		
ほ う 素	mg/l				日本産業規格 K0102 47		
1,4-ジオキサン	mg/l				昭和46. 環告第59号付表8		
銅					日本産業規格 K0102 52.2、52.3、52.4、52.5		
浮 遊 物 質 量					昭和46. 環告第59号付表9		
水 素 イ オン 濃 度	—				日本産業規格 K0102 12.1		
塩 化 物 イ オン 濃 度	mg/l				日本産業規格 K0102 35		
備 考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地						

第 3 4 号様式（第 2 1 条第 1 項関係）

特定事業廃止・休止事前届出書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所
氏名 印
電話番号
施工者住所
氏名 印
電話番号
土地所有者住所
氏名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特定事業を(廃止・休止)したいので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 4 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期 間及び廃止年月日 (休 止 の 期 間)	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 休止の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業を廃止・休止した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおりに	
特定事業を廃止・休止しようとする場合の工程・・・別紙のとおりに	
特定事業を廃止・休止した場合の特定事業区域外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおりに	
一時堆積特定事業のうち土砂等が堆積されている面積 m ²	

別紙

特定事業工程表

[illegible]

第35号様式（第21条第3項関係）

特定事業廃止届出書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所
氏名 印
電話番号
施工者住所
氏名 印
電話番号
土地所有者住所
氏名 印
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特定事業を廃止したので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第24条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号 位 置：
特定事業の許可の期間及び廃止年月日	許可の期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日
土砂等の搬入計画量及び搬入実績量	搬入計画量 m ³ 搬入実績量 m ³
特定事業を廃止・休止した場合の特定事業区域外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおり	
特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	

第36号様式（第21条第4項関係）

第 号
年 月 日

特定事業廃止確認結果通知書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで届出のあった特定事業廃止届出書に係る特定事業に使用された土砂等を確認した結果について、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第24条第5項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 特定事業廃止年月日 年 月 日
- 2 許可等を受けた年月日及び許可番号 年 月 日 長生村指令第 号
- 3 許可を受けた特定事業区域（特定事業場）
- 4 特定事業廃止確認年月日 年 月 日
- 5 特定事業に使用された土砂等が安全基準に（適合している・適合していない）。
- 6 特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が（講じられている・講じられていない）。

第 3 7 号様式（第 2 2 条第 1 項関係）

特定事業完了事前届出書

年 月 日

長生村長 様

事 業 者 住 所
氏 名 印
電話番号
施 工 者 住 所
氏 名 印
電話番号
土地所有者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特定事業を完了するので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び事 業 区 域 の 位 置	年 月 日 長生村指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期間 及び完了予定年月日	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	
特定事業が完了するまでの工程・・・別紙のとおり	

別紙

特定事業工程表

[illegible]

第 3 8 号様式（第 2 2 条第 3 項関係）

特定事業完了届出書

年 月 日

長生村長 様

事 業 者 住 所
氏 名 印
電話番号
施 工 者 住 所
氏 名 印
電話番号
土地所有者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特定事業を完了したので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の
防止に関する条例第 2 5 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び 事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号 位 置 :
特定事業の許可の期 間及び完了年月日	許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日 完了年月日 年 月 日
完了した特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	

第 3 9 号様式（第 2 2 条第 4 項関係）

第 号
年 月 日

特定事業完了確認結果通知書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで届出のあった特定事業完了届出書に係る特定事業に使用された土砂等を確認した結果について、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 5 条第 4 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 特定事業完了年月日 年 月 日
- 2 許可等を受けた年月日及び許可番号 年 月 日 長生村指令第 号
- 3 許可を受けた特定事業区域（特定事業場）
- 4 特定事業完了確認年月日 年 月 日
- 5 特定事業に使用された土砂等が安全基準に（適合している・適合していない）。
- 6 特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が（講じられている・講じられていない）。

第40号様式（第23条第1項関係）

特定事業終了事前届出書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所
氏名 印
電話番号
施工者住所
氏名 印
電話番号
土地所有者住所
氏名 印
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

特定事業が許可期間内に完了する見込みがないため、当該特定事業を終了したいので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号 位置：
特定事業の許可の期間	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日
特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造・・・別添図面のとおりに	
特定事業を終了した場合の特定事業区域外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおりに	
特定事業を終了しようとする場合の工程・・・別紙のとおりに	

別紙

特定事業工程表

[illegible]

第41号様式（第23条第3項関係）

特定事業終了届出書

年 月 日

長生村長 様

事業者住所	
氏名	印
電話番号	
施工者住所	
氏名	印
電話番号	
土地所有者住所	
氏名	印
電話番号	
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)	

特定事業を終了したので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号 位 置：
特定事業の許可の期間	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日
土砂等の搬入計画量 及び搬入実績量	搬入計画量 m ³ 搬入実績量 m ³
特定事業を終了した場合の特定事業区域外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置・・・別添図面のとおり	
終了した特定事業区域の構造・・・別添図面のとおり	

第42号様式（第23条第4項関係）

第 号
年 月 日

特定事業終了確認結果通知書

事業者 様
施工者 様
土地所有者 様

長生村長 印

年 月 日付けで届出のあった特定事業終了届出書に係る特定事業に使用された土砂等を確認した結果について、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第26条第4項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 特定事業終了年月日 年 月 日
- 2 許可等を受けた年月日及び許可番号 年 月 日 長生村指令第 号
- 3 許可を受けた特定事業区域（特定事業場）
- 4 特定事業終了確認年月日 年 月 日
- 5 特定事業に使用された土砂等が安全基準に（適合している・適合していない）。
- 6 特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が（講じられている・講じられていない）。

第 4 3 号様式（第 2 4 条第 1 項関係）

（第 1 面）

特定事業譲受け許可申請書

年 月 日

長生村長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

特定事業の全部の譲受けの許可を受けたいので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 7 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可の番号等	年 月 日 長生村指令第 号
特定事業区域（特定事業場）の位置	
特定事業の許可の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
譲受けの相手方の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
譲受けの相手方の区分	事業者 ・ 施工者 ・ 土地所有者
現場責任者の職名及び氏名	

(第2面)

添 付 書 類	1 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 2 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 3 申請者及びその法定代理人が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることの誓約書 4 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し 5 申請者に条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し 6 譲り受けの相手方が発行する譲り受けることを証する書面 7 譲り受けることについて、譲り受けようとする特定事業に係る他の事業主等の承諾を得たことを証する書面 8 現場責任者であることを証する書面 9 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類及び図面
------------------	--

(第3面)

申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人が個人である場合					
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
			男・女		
法定代理人が法人である場合					
	(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役 員	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		役職名・呼称			
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
	長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		役職名・呼称			
		男・女			
		男・女			
		男・女			

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

申請者が個人である場合

申請者				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		男・女		
長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

申請者が法人である場合

申請者					
		(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	
役 員	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		役職名・呼称			
			男・女		
			男・女		
		男・女			

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）					
発行済株式の総数		株		出資の額	円
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の額	住 所	
			割 合		
		男・女			
		男・女			
		男・女			

長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）					
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所		
	役職名・呼称				
		男・女			
		男・女			
		男・女			

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

第 4 4 号様式（第 2 4 条第 4 項関係）

長生村指令第 号
年 月 日

特定事業譲受け許可（不許可）決定通知書

様

長生村長 印

年 月 日付けで申請のあった特定事業の全部の譲受けについて、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 2 7 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 決定の内容 許可 ・ 不許可
2 許可の内容

特定事業の許可及び事業区域の位置	年 月 日 長生村指令第 号 位 置：
特定事業の許可の期間	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日
譲受けの相手方の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
譲受けの相手方の区分	事業者 ・ 施工者 ・ 土地所有者

- 3 不許可の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、長生村長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長生村を被告として（訴訟において長生村を代表する者は長生村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。尚、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第45号様式（第24条第5項関係）

特定事業承継届出書

年 月 日

長生村長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け長生村指令第 号で決定のあった特定事業の地位を継承
したので、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
第27条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業の許可及び事業区 域の位置	年 月 日 長生村指令第 号 位 置：
特定事業の許可の期間	許可の期間 年 月 日～ 年 月 日
譲受けの相手方の住所及び 氏名（法人にあっては、主 たる事業所の所在地、名称 及び代表者の氏名）	
現場責任者の氏名及び職名	
法定代理人の住所及び氏名 （法人にあっては、主たる 事業所の所在地、名称及び 代表者の氏名）	
譲受けの理由	

※特定事業譲受け許可（不許可）決定通知書の写しを添付すること。

第 4 6 号様式（第 2 5 条関係）

（第 1 面）

特定事業相続等届出書

年 月 日

長生村長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

許可事業主等の地位を相続等により承継したので、次のとおり届け出ます。

許可等の番号等	年 月 日 第 号
特定事業区域（特定事業場） の位置	
許可等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
承継前の許可事業主等	区分 事業者 ・ 施工者 ・ 土地所有者
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
継承年月日	年 月 日
法定代理人の住所及び氏名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名）	
現場責任者の職名及び氏名	
相続等の理由	

(第2面)

添 付 書 類	1 相続、合併又は分割等の事実を証する書面 2 届出者の住民票の写し（届出者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 3 届出者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し） 4 届出者その法定代理人が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることの誓約書 5 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し 6 届出者に条例施行規則第11条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し 7 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類及び図面
------------------	--

(第3面)

届出者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者である場合

法定代理人が個人である場合				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所
			男・女	
法定代理人が法人である場合				
	(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地	
役 員	(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
			男・女	
長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所
			男・女	
			男・女	
			男・女	

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第4面)

届出者が個人である場合

届出者				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		男・女		
長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

注 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第5面)

届出者が法人である場合

届出者					
(ふりがな) 名 称			主たる事務所の所在地		
役 員	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所	
		役職名・呼称			
			男・女		
			男・女		
		男・女			
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）					
発行済株式の総数		株		出資の額	円
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する株式の 数又は出資の額	住 所	
			割 合		
		男・女			
		男・女			
		男・女			
長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第11条に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）					
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所		
	役職名・呼称				
		男・女			
		男・女			
		男・女			

注1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

第 4 7 号様式（第 2 6 条関係）

（表）

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真	所 属 ・ 氏 名		
	生 年 月 日		
	上記の者は、長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 3 4 条第 1 項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。		
年 月 日 発行		長生村長	印

（裏）

長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例抜粋	
（立入検査）	
第 3 4 条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業主等の現場事務所、特定事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。	
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

第1号様式（第3条第2項関係）
第2号様式（第3条第3項関係）
第3号様式（第8条第1項関係）
第4号様式（第8条第3項、第16条第2項、第20条第2号及び第3号関係）
第5号様式（第8条第3項、第16条第2項、第20条第2号関係）
第6号様式（第8条第4項関係）
第7号様式（第9条第1項関係）
第8号様式（第9条第2項第1号関係）
第9号様式（第9条第2項第2号関係）
第10号様式（第9条第2項第3号関係）
第11号様式（第9条第2項第4号関係）
第12号様式（第9条第2項第5号関係）
第13号様式（第9条第3項第17号関係）
第14号様式（第9条第3項第19号関係）
第15号様式（第9条第6項関係）
第16号様式（第10条第1項関係）
第17号様式（第10条第2項関係）
第18号様式（第13条第2項関係）
第19号様式（第13条第4項関係）
第20号様式（第13条第5項関係）
第21号様式（第14条第1項関係）
第22号様式（第14条第3項関係）
第23号様式（第15条関係）
第24号様式（第16条第1項関係）
第25号様式（第16条第4項関係）
第26号様式（第16条第6項関係）
第27号様式（第16条第7項関係）
第28号様式（第17条第1項関係）
第29号様式（第18条第1項関係）
第30号様式（第18条第6項関係）
第31号様式（第18条第6項関係）
第32号様式（第20条関係）
第33号様式（第20条第3号関係）

第 3 4 号様式 (第 2 1 条第 1 項関係)
第 3 5 号様式 (第 2 1 条第 3 項関係)
第 3 6 号様式 (第 2 1 条第 4 項関係)
第 3 7 号様式 (第 2 2 条第 1 項関係)
第 3 8 号様式 (第 2 2 条第 3 項関係)
第 3 9 号様式 (第 2 2 条第 4 項関係)
第 4 0 号様式 (第 2 3 条第 1 項関係)
第 4 1 号様式 (第 2 3 条第 3 項関係)
第 4 2 号様式 (第 2 3 条第 4 項関係)
第 4 3 号様式 (第 2 4 条第 1 項関係)
第 4 4 号様式 (第 2 4 条第 4 項関係)
第 4 5 号様式 (第 2 4 条第 5 項関係)
第 4 6 号様式 (第 2 5 条関係)
第 4 7 号様式 (第 2 6 条関係)